

令和3年度

第8回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和4年2月24日

石巻市農業委員会

第8回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和4年2月24日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（17名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 近藤茂 | 委員 | 2番 | 山田慧子 | 委員 |
| 3番 | 安部秀逸 | 委員 | 4番 | 佐々木文彦 | 委員 |
| 5番 | 佐藤克美 | 委員 | 7番 | 武山勝 | 委員 |
| 8番 | 高橋千代恵 | 委員 | 9番 | 伏見さと子 | 委員 |
| 10番 | 佐々木洋 | 委員 | 11番 | 遠藤章一 | 委員 |
| 12番 | 岡田正男 | 委員 | 13番 | 今野真理 | 委員 |
| 14番 | 後藤嘉伸 | 委員 | 15番 | 前野利春 | 委員 |
| 17番 | 日野智 | 委員 | 18番 | 伏見晃也 | 委員 |
| 19番 | 三浦孝一 | 委員 | | | |

欠席委員（2名）

| | | | | | |
|----|------|----|-----|------|----|
| 6番 | 高橋由佳 | 委員 | 16番 | 今野勝夫 | 委員 |
|----|------|----|-----|------|----|

出席農地利用最適化推進委員（18名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 20番 | 山田信悦 | 委員 | 21番 | 木村和広 | 委員 |
| 22番 | 保原政美 | 委員 | 23番 | 木村富雄 | 委員 |
| 24番 | 武山礼二 | 委員 | 25番 | 三浦和恵 | 委員 |
| 26番 | 首藤勝博 | 委員 | 27番 | 山口修一 | 委員 |
| 28番 | 齋藤忠直 | 委員 | 29番 | 佐々木勝行 | 委員 |
| 30番 | 佐藤晴夫 | 委員 | 31番 | 渡邊孝彦 | 委員 |
| 32番 | 高橋信一 | 委員 | 34番 | 山田茂樹 | 委員 |
| 35番 | 勝又功 | 委員 | 36番 | 西條健一 | 委員 |
| 37番 | 榊田有司 | 委員 | 38番 | 西條勲 | 委員 |

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 33番 | 石川雅洋 | 委員 | 39番 | 阿部正展 | 委員 |
|-----|------|----|-----|------|----|

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|--------|------|---------|
| 佐々木 憲明 | 農林課長補佐 | 渡邊 泉 | 農林課主任主事 |
|--------|--------|------|---------|

事務局職員出席

| | | | |
|-------|------|-------|-------|
| 西城 芳光 | 事務局長 | 渋谷 幸伸 | 事務局次長 |
|-------|------|-------|-------|

渡 辺 和 子 事 務 局 長 補 佐
村 上 浩 則 主 幹
山 本 万 里 主 任 主 事

齋 藤 敏 幸 主 幹
保 理 裕 宣 主 任 主 事
若 井 慎 太 郎 主 事

○西城芳光事務局長 ただいまから令和3年度第8回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 ー 挨拶 ー

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時35分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は17名、推進委員は18名であります。今野勝夫農業委員、高橋由佳農業委員、石川雅洋推進委員、阿部正展推進委員から欠席の報告がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号15番前野利春委員、17番日野智委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

2月14日、当会議室におきまして農家相談委員会を開催いたしました。新規就農の資格審査に係る相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から、新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がございますので、一括して報告いたします。

議案書は2ページから8ページになります。事務局から報告をお願いします。

○村上浩則主幹 それでは、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたしますので、議案書の2ページから3ページを御覧ください。

今月の受理件数は2件で、解約の理由は、農用地利用集積計画による売買のためが1件、農用地利用集積計画による利用権設定のためが1件でございます。

次に、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告いたしますので、議案書の4ページから7ページを御覧ください。今月の受理件数は5件で、解約の理由は、全て耕作者変更のためでございます。

次に、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたしますので、議案書の8ページを御覧ください。今月は、住宅敷地と通路とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

議案書は9ページ及び別冊1になります。産業部農林課に議案の内容について説明をお願いいたします。

○佐々木憲明農林課長補佐 産業部農林課の佐々木と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、早速石巻市農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきますので、別冊1の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。（2）、農用地利用計画変更面積総括表に記載のありますとおり、830.4aを農用地に編入しようとするものでございます。

編入しようとする土地の詳細につきましては、2ページから5ページを御覧いただきたいと思っております。石巻市■■■■の50筆、■■■■の11筆、■■■■の1筆、■■■■の38筆となります。いずれも農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の各号を満たすものと認められる土地でございますので、農用地の区域内へ編入するものでございます。

8ページ、9ページの申請の位置図を御覧いただきたいと思っております。■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、いずれも申請箇所につきましては法第10条の第3項の第1号であります10ha以上の集団的に存在する農地であり、全ての筆で基準を満たしていると判断され、編入するものでございます。

また、8ページの■■■■につきましては、法律の第10条第3項の第2号、土地改良法第2条第

2項に規定する土地改良事業またはこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設または変更、区画整理、農用地の造成、その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地という部分についても該当しているものでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告申し上げます。

2月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、市当局から変更内容について説明を受けました。資料に基づき検討した結果、妥当なものと判断し、計画変更につきましては支障のないものと確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま産業部農林課からの説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について同意することに決しました。

産業部農林課の方は退席をいただいて結構です。ご苦労さまでした。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は10ページから19ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてをご説明いたします。

番号1番、議案書の10ページを御覧ください。申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は雑種地となっております。対象地は奥の山林から木材を切り出すための通路及び資材置場として長年利用していたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号2番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は原野となっております。対象地は、傾斜が急な日照条件の悪い場所にあり、耕作できず原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号3番、申請地は市街化調整区域内の農振農用地区域外にある土地で、登記は田及び畑、

現況は原野となっております。平成8年に相続したものの、県外在住のため耕作することができず、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号4番、議案書の11ページを御覧ください。申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は山林及び雑種地となっております。平成30年に相続した時点で、既に山林化していたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号5番、議案書の12ページを御覧ください。申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となっております。東日本大震災後にやむなく転居したことにより、長年耕作しておらず原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号6番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は原野となっております。東日本大震災後にやむなく転居したことにより、長年耕作しておらず原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号7番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。平成6年に建物を建築したことが当時の航空写真から確認できます。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに書類審査した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明可能と判断をいたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案7件について、願ひ出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案7件について願ひ出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。

議案書は20ページから24ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から順にご説明いたします。

番号1番は、譲渡人の所有地処分のための農地の売買です。申請地は、畑3筆、合計面積296㎡です。

番号2番は、譲渡人の耕作困難のための農地の売買です。申請地は、田2筆、合計面積1,675㎡です。

番号3番は、譲受人の耕作の利便性のための農地の売買です。申請地は、畑1筆、面積202㎡です。

番号4番は、譲渡人の所有地処分のための農地の贈与です。申請地は、畑1筆、面積122㎡です。

番号5番は、後継者への農地の贈与です。申請地は、田12筆、畑2筆、合計面積1万4,956㎡です。

番号6番は、後継者への農地の贈与です。申請地は、田2筆、合計面積713㎡です。

次の番号7番から9番は、新規就農者の農地の借受けです。まず、番号7番は、使用貸借権の設定です。申請地は、畑4筆、合計面積2,700㎡です。次に、番号8番は、賃借権の設定です。申請地は、畑1筆、面積1,230㎡です。次に、番号9番は、賃借権の設定です。申請地は、畑2筆、合計面積1,184㎡です。

書類審査及び現地調査をした結果、全ての案件について農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

今月は、売買による所有権移転が3件、贈与による所有権移転が3件、使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が2件、合計9件の事前審査を行いました。農地法第3条の許可要件について、申請書類及び現地調査報告書に基づき、慎重審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案9件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は25ページから34ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○村上浩則主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、議案書の25ページを御覧ください。転用目的は、資材置場、作業場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

次に、番号2番、転用目的は、駐車場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号3番、転用目的は、資材置場として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、既存施設の拡張の例外規定が適用できます。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号4番、議案書の26ページを御覧ください。転用目的は、資材置場として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、住宅もしくは事業用地が連たんする区域内にある農地であることから第3種農地と判断できます。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号5番、転用目的は、住宅敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。

次に、番号6番、転用目的は、牛舎の敷地として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、農振農用地ですが、農用地利用計画における用途が農業用施設に指定されている農地なので、例外的に許可することができると考えられます。

次に、番号7番、議案書の27ページを御覧ください。転用目的は、分家住宅敷地として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可

相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案7件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案7件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は35ページから51ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○齋藤敏幸主幹 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。番号1番から番号14番、相対による集積、貸手から認定農業者等に直接農地集積を図る案件14件、田及び畑86筆、合計面積は14万5,403㎡、貸借期間5年から10年で、10a当たりの賃借料は1万円から1万8,000円となっております。

米による物納、60kgとなっております。

2 ページを御覧ください。認定農業者等への所有権移転12件。

番号1番から番号12番、田及び畑39筆、合計面積は4万7,805㎡、10a当たりの単価20万円から42万円での売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

はい、どうぞ。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者等であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、利用権設定の14件、所有権移転の12件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初めに利用権設定について審議いたします。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに利用権設定の番号10番と11番を議題といたします。議案書は40ページから43ページになります。議席番号■番■■■■委員は退席をお願いいたします。

（15番前野利春委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号10番及び11番についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案番号10番及び11番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場をお願いします。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ■■■■委員に申し上げます。本案番号10番及び11番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告をいたします。

次に、利用権設定のうち、ただいま決しました番号10番と11番を除く番号1番から9番及び12番から14番の12件について審議いたします。議案書は35ページから40ページ及び43ページから45ページです。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定12件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定12件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件から審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに所有権移転の番号5番を議題といたします。議案書は47ページになります。

ここで議長を伏見会長職務代理者と代わります。

〔議長を会長から会長職務代理者に交代〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ここから暫時の間議長を務めさせていただきます。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 本案番号5番についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案番号5番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案番号5番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

以上をもちまして議長職を三浦会長にお返しいたします。

〔議長を会長職務代理者から会長に交代〕

○議長（三浦孝一会長） では次に、所有権移転のうち、ただいま決しました番号5番を除いた番号1番から4番、6番から12番の11件について審議いたします。議案書は46ページから51ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転11件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転11件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これもちまして令和3年度第8回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時07分 閉会